

通達甲（総. 情. 管 2）第 8 号
平成 6 年 4 月 21 日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁情報処理能力検定規程の運用について

〔沿革〕 平成 11 年 2 月通達甲（副監. 警. 人 2. 人 6）第 1 号
13 年 11 月同（副監. 総. 情. 企 1）第 28 号
24 年 8 月同（総. 情. 管 2）第 15 号
28 年 5 月同（総. 情. セ 2）第 6 号
29 年 1 月同（副監. 警. 人 1. 企）第 2 号改正

このたび、警視庁情報処理能力検定規程（平成 6 年 4 月 21 日訓令甲第 17 号。以下「規程」という。）が制定され、平成 6 年 4 月 25 日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

第 1 制定の趣旨

警察活動における情報処理の重要性が増大していることにかんがみ、警察職員の情報処理に関する知識及び技能の習得意欲を高めるとともに、その能力の向上を図るため、警視庁情報処理能力検定制度が設けられたものである。

第 2 運用上の留意事項

1 警視庁情報処理能力検定委員会の委任事務（第 3 条関係）

規程第 3 条第 5 項により警視庁情報処理能力検定委員会（以下「委員会」という。）が委任することができる検定事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験問題の作成及び採点
- (2) その他委員会が必要と認める事項

2 受験（第 5 条関係）

- (1) 職員（初任科学生及び警察行政職員初任科学生を除く。）は、自己の能力に応じ、初級及び中級の情報処理能力検定並びにキータッチ技能検定（以下「検定」という。）について、いずれの級位も受験することができる。

(2) 初任科学生及び警察行政職員初任科学生は、初級の情報処理能力検定のみ受験することができる。

3 検定の実施等（第6条関係）

(1) 検定は、毎年1回以上実施するものとする。

(2) 委員長は、検定を実施する場合は、あらかじめ実施する検定の種別及び級位、実施日時、実施場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

(3) 検定内容及び合格基準は、別表第1の「検定内容及び合格基準」のとおりとする。

4 合格証書の送付等（第7条関係）

委員長は、検定の合格者に対する合格証書を当該合格者の所属の長に送付し、当該長は、速やかに合格者にこれを交付するものとする。

第3 警察庁長官が実施する上級検定の取扱い

1 上級検定の実施

警察庁長官は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第4条第2項により、上級の情報処理能力検定（以下「上級検定」という。）を実施することとされている。

2 受験資格

上級検定の受験資格は、上級検定を実施する年の前年度までに中級を取得した者とされている。

3 上級検定の級位基準等

(1) 上級検定の級位基準は、別表第2の「警察庁情報処理能力検定級位基準」のとおりとされている。

(2) 上級検定は、別表第3の「警察庁情報処理能力検定試験種別及び内容」について、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行うこととされている。

4 実施及び合格者に係る通知

(1) 委員長は、警察庁から上級検定の実施に係る通知があった場合は、前第2の3の(2)に準じて所属長に通知するものとする。この場合、上級検定の受験を希望する職員の所属の長は、情報管理課長を通じて、警察庁に当該受験の申請を行うこと。

(2) 委員長は、警察庁から上級検定の合格者に係る通知があった場合は、当該合格者の所属の長に通知するものとする。

第4 合格者の管理

1 情報管理課長は、情報処理能力検定及びキータッチ技能検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前1の合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調整するものとする。

別表第 1

検定内容及び合格基準

種別	級 位	検定内容	合格基準
情報処理能力検定	初 級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <p>(1) 個人情報の保護に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>(3) 警察情報管理システム（警察情報管理システム運用管理要綱（平成 22 年 3 月 30 日警察庁乙情発第 3 号）第 1 の 2 の(3)に規定する警察情報管理システムをいう。以下同じ。）に係る各種規程に関すること。</p> <p>(4) その他関連法規に関すること。</p> <p>2 コンピュータシステムに関する知識</p> <p>(1) ハードウェア及びシステムに関すること。</p> <p>(2) ソフトウェアに関すること。</p> <p>(3) ネットワークに関すること。</p> <p>(4) データベースに関すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）</p>	1 0 0 点 満 点 中 6 0 点 以 上
	中 級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <p>(1) 個人情報の保護に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</p> <p>(4) その他関連法規に関すること。</p> <p>2 コンピュータシステムに関する知識</p> <p>(1) ハードウェア及びシステムに関すること。</p> <p>(2) ソフトウェアに関すること。</p> <p>(3) ネットワークに関すること。</p> <p>(4) データベースに関すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>3 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語及びマクロ）及びプログラミングに関する基礎的知識</p>	
キータッチ技能検定	キー・マスター	制限時間（10 分）内にキーボード操作により、平仮名、片仮名、漢字、数字及びアルファベットを織り交ぜた指定された文章を入力する。	500 文字以上正確に入力することができる。
	キー・プロフェッショナル		800 文字以上正確に入力することができる。

別表第2

警察庁情報処理能力検定級位基準

級 位	知識及び技能
上 級	<p>1 自ら警察情報システム等（警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システム及び都道府県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機をいう。以下同じ。）の設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能を有する。</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なものを有する。</p>

別表第3

警察庁情報処理能力検定試験種別及び内容

種 別	試験内容
上 級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <p>(1) 個人情報の保護に関すること。</p> <p>(2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。</p> <p>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</p> <p>(4) その他関連法規に関すること。</p> <p>2 コンピュータシステムに関する知識</p> <p>(1) ハードウェア及びシステムに関すること。</p> <p>(2) ソフトウェアに関すること。</p> <p>(3) ネットワークに関すること。</p> <p>(4) データベースに関すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティに関すること。</p> <p>3 プログラミングに関する知識</p> <p>4 システム開発及び管理に関する知識</p> <p>(1) 設計に関すること。</p> <p>(2) テストに関すること。</p> <p>(3) 開発管理に関すること。</p> <p>(4) システム監査に関すること。</p>